

山形広域環境事務組合職員の育児休業等に関する条例

〔平成4年3月  
共衛条例第5号〕

改正 平成7年2月共衛条例第8号

山形広域環境事務組合職員の育児休業等に関する事項については、山形市職員の育児休業等に関する条例（平成4年山形市条例第1号）の規定を準用する。

（平7条例8・一部改正）

附 則

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 （平成7年2月改正）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。